

令和7年6月30日

一般社団法人 埼玉県物産観光協会

令和7年度米国市場向けプロモーション活動業務委託に関する質問とその回答

実施要項項目	質問	回答
仕様書 5 業務の内容	・ 権威ある旅行雑誌等への記事掲載を目指す、は今年度の事業で提案が必要かどうか。(日本国内の海外向け雑誌も対象となるか)	・ 提案は必須ではありませんが、日本国内の海外向け雑誌、新聞、Web 媒体への記事掲載も、目標に向けた活動の対象となります。
仕様書 5(2) ファムツアーの実施	・ FAM の招聘者については、日本在住者は対象外でしょうか。	・ 日本在住者は対象外です。
仕様書 5(3) BtoB 商談会の実施	・ 商談会をファムツアーの前後で実施することは可能か。  ・ バイヤーは日本のランドオペレーターも対象になるか。  ・ 成約状況を協会が把握できる仕組みについて提案・構築とあるが、何を持って成約なのか？  ・ セラー側は日本からオンライン参加の想定で問題ないでしょうか？	・ ファムツアー前後での実施は可能です。  ・ 日本のランドオペレーターは対象外となります。  ・ 本事業では次年度を見据えて、商品造成に向けた仕組み作りをご提案ください。商品造成と予約を持って成約となります。  ・ セラー側は日本からのオンライン参加を想定しています。
仕様書 5(6) 現地旅行会社への情報提供	・ 現地旅訪問スケジュールと記載があるが、情報提供の手法は訪問が必須なのか？	・ 米国市場を鑑みて、訪問は必須ではありません。協議の上、メールマガジンやニュースレターなど訪問以外の手法をとることも可能です。